

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 計画認定申請 提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限
月 日

中途採用計画期間の開始日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画期間の開始日の前日まで

【事業所名

】

島根労働局職業安定部

	事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
必須書類				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第1号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)中途採用計画(変更)届」	※計画届として提出する場合は、表題の「変更」を二重線で抹消してください。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第3号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース) 中途採用計画」	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類(採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等の写し等)※新規学卒者等に適用される雇用管理制度と異なる場合は、新規学卒者等に適用される雇用管理制度が確認できる書類も提出する。	※中途採用計画期間前に中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合に提出
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第4号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)中途採用率算定対象一覧(計画期間前)」	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中途採用の情報公表(中途採用により雇い入れられた者の割合)の義務を履行していることが確認できる自社のホームページの写し等の書類	※常時雇用する労働者の数が300人を超える企業の事業主の場合のみ提出
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	常時雇用する労働者数が300人以内であることが確認できる書類 ※雇用期間の定めのある労働者やパートタイム労働者の労働者名簿、雇用契約書等の写し	※雇用保険の被保険者数が300人を超える場合

計画の変更 以下の場合には、変更の届出を必ず提出ください
 イ) 計画届の提出日以降、計画期間の初日の前日までの間に新たに雇い入れを行ったことにより、対象労働者に変更が生じた場合
 ロ) 計画届で整備することとしていた雇用管理制度の各種規程について追加が生じた場合又は整備しなくなった場合

7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第1号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)中途採用計画(変更)届」	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第3号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース) 中途採用計画」	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第4号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース) 中途採用率算定対象一覧(計画期間前)」	記載すべき対象者に変更があった場合に提出ください

計画の取下げ 中途採用計画の実施が困難となった場合には、支給申請を行う前までに計画の取下届を提出してください

10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第5号)「早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース) 中途採用計画取下届」	※中途採用者の雇入れを行わなくなった等、中途採用計画の実施が困難となった場合に提出ください
----	--------------------------	--------------------------	---	---

※上記の他、労働局長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

【R060401】